

第22期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年11月29日（月曜日）
午前10時30分（受付開始 午前10時）

場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー（5階）
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター

前回の定時株主総会と会場が異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いないようご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 資本金の額の減少の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

議決権行使期限

2021年11月26日（金曜日）午後6時30分まで

株主出前懇親会

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、本株主総会のご出席についてお控えいただけますよう強くお願いしておりますため、本株主総会終了後の「株主出前懇親会」の実施は致しません。
何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

株式会社 出前館

証券コード：2484

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、極力お控えいただけますよう、強くお願い申し上げます。
- ・株主様の大切な権利である議決権は、郵送またはインターネット等によりご行使いただけます。詳細は「本招集ご通知」の5ページから6ページをご参照ください。

Demaecan

株主の皆様へ

「デリバリーの日常化」の実現に向けて

代表取締役社長
藤井 英雄



株主の皆様におかれましては、平素より当社への格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に謹んでお見舞い申し上げますとともに、最前線で感染症と闘う医療従事者の方々、そして、それを支えるご家族の皆様に、心から感謝を申し上げます。

第22期（2021年8月期）におきましては、フードデリバリーはコロナ禍を経て特別な日に使う非日常サービスから徐々に日常に浸透していく過程を強く感じることができました。飲食店の営業自粛要請やリモートワークにより初めてフードデリバリーを利用する方が増え、ご家庭で美味しくて温かい料理を食べられるというユーザー体験から徐々に利用頻度や利用シーンが拡大していったと考えています。そういった中でシェアリングデリバリー（配送代行）の47都道府県の展開を計画よりも大きく前倒して実現をして、テレビCMなどによるマーケティング活動を通して出前館の認知率も大きく上昇させることができました。出前館は日本企業として日本のカルチャーや生活習慣に沿ったサービスのローカライズを行い、ユーザーや飲食店、配送員に愛されるサービスを目指していきます。

また、今期第23期（2022年8月期）におきましては、2021年9月13日付けで発表しました通り、第三者割当増資及び海外向けの公募増資の実施により約834億円の資金調達を実行したことで、更なる市場シェアの拡大及び成長投資を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますよう、引き続きよろしく願い申し上げます。

証券コード 2484
2021年11月12日

株 主 各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号
株 式 会 社 出 前 館
代表取締役社長 藤 井 英 雄

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年11月26日（金曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.net-vote.com/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。（詳細は、6ページをご確認ください。）

敬 具

記

1. 日 時 2021年11月29日（月曜日）午前10時30分（受付開始 午前10時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー（5階）
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター
【前回の定時株主総会と会場が異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。】

3. 目的事項 報告事項

1. 第22期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）計算書類報告の件

報告事項の取扱いについては4ページの「第22期定時株主総会継続会の開催について」をご高覧ください。

決議事項

- 第1号議案 資本金の額の減少の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以上

【お願い】

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、極力お控えいただけますよう、強くお願い申し上げます。
- ・株主様の大切な権利である議決権は、郵送またはインターネット等によりご行使いただけます。詳細は「本招集ご通知」の5ページから6ページをご参照ください。
- ・ご用意できる席数が100席前後となる見込みです。また株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願い申し上げます。
- ・体調不良と思われる株主様のご入場をお断りする場合、また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・「株主出前懇親会」は開催いたしません。また、お土産のご用意もございません。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://corporate.demae-can.com/>）に掲載させていただきます。

◎決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承ください。

第22期定時株主総会継続会の開催について

当社は、2021年11月29日開催の第22期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項「第22期(2020年9月1日から2021年8月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第22期(2020年9月1日から2021年8月31日まで)計算書類報告の件」(以下、「第22期決算報告」といいます。)に関しまして、本総会において株主の皆様にご報告する予定でございました。しかしながら、会計監査人の指摘により誤謬の存在が判明したため、現時点において、本総会の招集通知に添付すべき「事業報告」、「連結計算書類」、「計算書類」、「連結計算書類に係る会計監査報告」、「計算書類に係る会計監査報告」及び「監査役会の監査報告」（以下「添付書類」といいます。）をご提供することができない状況となりました。株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

以上のことから、当社は、本総会において第22期決算報告をご報告することを断念せざるを得ないものと判断いたしました。これに伴い、当社は、本総会の継続会(以下、「本継続会」といいます。)を開催し、本継続会で第22期決算報告をご報告すること、並びに本継続会の日時及び場所の決定を取締役に ご一任願うことに関しまして(以下、「本提案」といいます。)、本総会において株主の皆様にお諮りする予定でございます。本継続会の開催日時につきましては、本総会において本提案をご承認いただきました後、所要の手続きを完了次第速やかに開示をさせていただきます。また、添付書類は、本継続会の開催ご通知に添付し、株主の皆様にご提供いたします。なお、本継続会は、本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただく株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを重ねて深くお詫び申し上げます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席する方法



当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年11月29日（月曜日）
午前10時30分

書面で議決権を行使する方法



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年11月26日（金曜日）
午後6時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使する方法



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年11月26日（金曜日）
午後6時30分完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX個

○○○○○○○

××××年 ×月××日

見本

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトで
ログインQRコード

QR
コード

○○○○○○○

● こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・第2・第4・第5号議案

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 否認する場合：「否」の欄に○印

第3号議案

- ▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 全員否認する場合：「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者を否認する場合：
「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号を
ご記入ください。

書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、2021年11月26日（金曜日）午後6時30分までにご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

2. インターネットによる議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

3. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

4. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

5. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する通信費等は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合がございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

株主総会参考書類

第1号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性・機動性の確保と税負担の軽減を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金55,120,686,724円のうち、55,020,686,724円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年1月6日（予定）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 将来の機動的な資本政策のため、現行定款第6条の発行可能株式総数を500,000,000株に変更するものであります。

(2) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の公布及び施行を受け、上場会社は定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、当社定款第12条第2項を追加するものであります。

場所の定めのない株主総会は、遠隔地の株主様等多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。

なお、定款第12条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

(3) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議によって定めることができるようにするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>【発行可能株式総数】 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>150,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第11条 (条文省略)</p> <p>【招集時期】 第12条 (条文省略) (新設)</p> <p>第13条～第36条 (条文省略)</p> <p>【期末配当及び基準日】 第37条 当社は、毎年8月31日を基準日として、<u>定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p>第38条～第39条 (条文省略) (新設)</p>	<p>【発行可能株式総数】 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>500,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第11条 (現行どおり)</p> <p>【招集】 第12条 (現行どおり) <u>(2) 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第13条～第36条 (現行どおり)</p> <p>【剰余金の配当等及び基準日】 第37条 当社は、毎年8月31日を基準日として、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</u></p> <p>第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 第12条(招集)の変更は、国会における産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

現任取締役全員（7名）は、本総会において継続会の開催が承認可決されることを条件に、継続会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役2名を減員し、現取締役7名のうち4名の選任及び新任取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立役員で構成し、独立役員が取締役が委員長を務める指名諮問委員会の答申を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	ふじ い ひで お 藤井 英雄 再任	代表取締役社長（CEO）	19回すべてに出席
2	とみ やま ひろ き 富山 浩樹 再任 社外 独立役員	取締役	16回中14回出席
3	もり いっ せい 森 一生 再任 社外 独立役員	取締役	16回すべてに出席
4	ます だ じゅん 舩田 淳 再任 社外	取締役	10回すべてに出席
5	お ざわ たか お 小澤 隆生 新任 社外	—	—

再任 …再任取締役候補者 **新任** …新任取締役候補者 **社外** …社外取締役候補者

独立役員 …株式会社東京証券取引所届出独立役員候補者

- (注) 1. 富山浩樹氏、森一生氏の出席状況は、2020年11月26日の取締役就任以降の出席状況です。
2. 取締役舩田淳氏が業務執行者であるLINE株式会社について、2021年3月1日付で、Zホールディングス株式会社との経営統合の効力が発生したことで、LINE株式会社の親会社がNAVER CorporationからZホールディングス株式会社に異動したため、NAVER Corporationが当社の親会社に該当しないこととなりました。そのため、社外要件を満たすことになりましたので、取締役会への出席状況はそれ以降の社外役員としての活動のみを記載しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	藤井 英雄 <small>ふじ い ひで お</small> (1976年11月1日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">再任</div>	2006年 6月 楽天株式会社入社 2011年 5月 同社 企画部マーチャント戦略グループマネージャー 2012年 5月 同社 企画部フード・ドリンク戦略グループマネージャー 2014年 3月 同社 国際部国際調査戦略グループマネージャー 2015年 5月 楽天マート株式会社 取締役 2016年 10月 LINE株式会社入社 2017年 5月 同社 執行役員 2017年 11月 当社 取締役 2018年 8月 株式会社ベンチャーリパブリック 取締役 2019年 2月 LINE株式会社 執行役員 O2OカンパニーCEO 2020年 6月 当社 代表取締役社長 (CEO) (現任) 2020年 10月 日本フードデリバリー株式会社 取締役 (現任)	1,500株
	(当社における地位及び担当) 代表取締役社長 (CEO) 事業全般の業務遂行の統括		在任期間 (本総会終結時) 1年5か月
	(重要な兼職の状況) 日本フードデリバリー株式会社 取締役		
	(取締役候補者とした理由) 藤井英雄氏は、2020年6月から当社代表取締役社長として、当社の経営を牽引してきた実績に加え、経営経験と高い見識及び判断力を有しており、当社グループの企業価値のさらなる向上に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
2	<p>とみ やま ひろ き 富 山 浩 樹 (1976年9月5日生)</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p>	<p>2007年10月 株式会社サッポロドラッグストアー 入社 2015年5月 株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役社長 2016年2月 株式会社エゾデン 取締役副社長 (現任) 2016年8月 サツドラホールディングス株式会社 代表取締役社長 2019年7月 株式会社リージョナルマーケティング 代表取締役会長 兼 CEO(現任) GRIT WORKS株式会社 取締役会長 (現任) 株式会社シーラクス 取締役 (現任) AWL株式会社 取締役CMO 2020年8月 サツドラホールディングス株式会社 代表取締役社長 兼 CEO (現任) 株式会社サッポロドラッグストアー代表取締役社長 兼 CEO (現任) 2020年11月 RxR Innovation Initiative株式会社 取締役(現任) パリュエンスホールディングス株式会社 社外取締役(現任) 当社 取締役 (現任) 当社 指名諮問委員会委員 (現任) 2021年3月 当社 関連当事者取引検証諮問委員会委員 (現任) 2021年4月 AWL株式会社 社外取締役(現任)</p>	一株
(当社における地位及び担当) 取締役 指名諮問委員会委員 関連当事者取引検証諮問委員会委員			在任期間 (本総会終結時) 1年
(重要な兼職の状況) サツドラホールディングス株式会社 代表取締役社長 兼 CEO 株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役社長 兼 CEO 株式会社リージョナルマーケティング 代表取締役会長 兼 CEO 株式会社エゾデン 取締役副社長 GRIT WORKS株式会社 取締役会長 株式会社シーラクス 取締役 AWL株式会社 社外取締役			
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 富山浩樹氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験及び優れた識見を有しており、同氏の幅広い人脈を当社の経営に反映いただくことで、グループ経営全般の質的向上に向けた意見及び提言を頂くとともに、当社指名諮問委員会委員として適切な経営執行の監査機能を発揮して頂けると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
	<p>もり いっ せい 森 一 生 (1978年4月26日生)</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p>	<p>2009年12月 弁護士登録</p> <p>2010年1月 小林・藤堂法律特許事務所 入所</p> <p>2012年9月 慶應義塾大学大学院法務研究科 助教</p> <p>2016年10月 代官山綜合法律事務所 設立及び代表就任 (現任)</p> <p>2017年10月 株式会社ファーストロジック 社外監査役 (現任)</p> <p>2017年11月 丹平製薬株式会社 社外監査役 (現任)</p> <p>2017年12月 株式会社スポーツフィールド 社外監査役 (現任)</p> <p>株式会社アトラエ 社外監査役</p> <p>Retty株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2018年12月 株式会社SDGth 代表取締役 (現任)</p> <p>2020年11月 当社 取締役 (現任)</p> <p>当社 指名諮問委員会委員 (現任)</p> <p>2021年3月 当社 関連当事者取引検証諮問委員会委員 (現任)</p>	<p>一株</p>
3	<p>(当社における地位及び担当)</p> <p>取締役</p> <p>指名諮問委員会委員</p> <p>関連当事者取引検証諮問委員会委員</p>		<p>在任期間 (本総会終結時) 1年</p>
		<p>(重要な兼職の状況)</p> <p>代官山綜合法律事務所 代表弁護士</p> <p>株式会社ファーストロジック 社外監査役</p> <p>丹平製薬株式会社 社外監査役</p> <p>株式会社スポーツフィールド 社外監査役</p> <p>Retty株式会社 社外取締役 (監査等委員)</p> <p>株式会社SDGth 代表取締役</p>	
		<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>森一先生氏は、弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、その経験と高い見識を主にコンプライアンス経営に活かして頂くとともに当社指名諮問委員会委員として適切な経営執行の監査機能を発揮して頂けると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	ます だ じゅん 舩 田 淳 (1977年4月22日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">再 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">社 外</div>	2007年11月 百度株式会社（現バイドゥ株式会社）取締役副社長 2008年10月 ネイバージャパン株式会社（現LINE株式会社） 入社 事業戦略室長 2011年6月 ジェイ・リスティング株式会社（現LINE Business Partners株式会社）取締役 2012年1月 NHN Japan株式会社（元ネイバージャパン株 式会社、現LINE株式会社）執行役員 2013年3月 LINE株式会社執行役員事業戦略室長 兼 マーケ ティングコミュニケーション室長 2013年4月 同社 上級執行役員CSMO事業戦略室長 2014年4月 同社 上級執行役員CSMO 2014年9月 LINE Ventures株式会社 代表取締役 2014年12月 LINE MUSIC株式会社 代表取締役（現任） 2015年3月 LINE株式会社（現Aホールディングス株式会社） 取締役CSMO 2016年11月 当社取締役（現任） 2017年6月 ウェブ・ペイ・ホールディングス株式会社 代表取締役 ウェブペイ株式会社 代表取締役 2017年9月 LINE TICKET株式会社 代表取締役（現任） LINE Pay株式会社 取締役（現任） 2019年1月 LINEヘルスケア株式会社 取締役（現任） 2020年8月 LINE Digital Frontier株式会社 取締役（現任） 2020年11月 Webtoon Entertainment Inc. 取締役（現任） 2021年2月 LINE株式会社 取締役 CSMO（現任） 2021年3月 Zホールディングス株式会社 取締役 専務執行役員（現任） 2021年4月 Z Entertainment株式会社 代表取締役社長CPO（現任）	一株
(当社における地位及び担当) 取締役		在任期間 (本総会終結時) 5年	
(重要な兼職の状況) Z Entertainment株式会社 代表取締役社長CPO Zホールディングス株式会社 取締役 専務執行役員 LINE株式会社 取締役CSMO（常勤） LINE MUSIC株式会社 代表取締役（非常勤） LINE TICKET株式会社 代表取締役（非常勤）			
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 舩田淳氏は、LINE株式会社の取締役をはじめ事業戦略や戦略アドバイザーとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社及びLINE株式会社の両社の経営資源を活かし、シナジーを最大化する経営戦略の策定に貢献して頂けると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
5	<p>小 澤 隆 生 (1972年2月29日生)</p> <p>新 任</p> <p>社 外</p>	<p>1995年4月 株式会社CSK (現SCSK株式会社) 入社 2003年1月 楽天株式会社 入社 同社オークション事業担当執行役員 2005年1月 株式会社楽天野球団 取締役 事業本部長 2007年7月 有限会社小澤総合研究所 取締役 (現任) 2012年9月 ヤフー株式会社 (現Zホールディングス株式会社) 入社 2013年7月 Zホールディングス株式会社 執行役員 ショッピングカンパニー長 2013年8月 アスクル株式会社 社外取締役 (現任) 2014年4月 YJキャピタル(株) (現Z Venture Capital(株)) 代表取締役 2015年1月 同社 取締役 2015年9月 株式会社ユーザーローカル 社外取締役 2016年3月 バリューコマース株式会社 取締役 2018年4月 Zホールディングス株式会社 常務執行役員 コマースカンパニー長 2018年6月 PayPay株式会社 取締役 (現任) 2018年10月 株式会社一休 取締役会長 (現任) 2019年6月 Zホールディングス株式会社 取締役 専務執行役員 (現任) 2019年10月 ヤフー株式会社 取締役 専務執行役員COO(最高執行責任者) (現任) 2020年6月 株式会社ZOZO取締役 (現任)</p>	一株
(当社における地位及び担当) 該当事項はありません。		在任期間 (本総会終結時) 一年	
(重要な兼職の状況) 有限会社小澤総合研究所 取締役 アスクル株式会社 社外取締役 PayPay株式会社 取締役 株式会社一休 取締役会長 Zホールディングス株式会社 取締役 専務執行役員 ヤフー株式会社 取締役 専務執行役員COO(最高執行責任者) 株式会社ZOZO 取締役			
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 小澤隆生氏は、Zホールディングス株式会社の取締役兼専務執行役員であり、コマース事業の責任者として多くの実績をお持ちと同時に、企業経営に関する豊富な経験や幅広い見識も有していることから、これから強化すべき事業において大きく貢献して頂けると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 富山浩樹氏、森一生氏、舛田淳氏、小澤隆生氏は、社外取締役候補者であります。なお、舛田淳氏が業務執行者であるLINE株式会社について、2021年3月1日付で、Zホールディングス株式会社との経営統合の効力が発生したことで、LINE株式会社の親会社がNAVER CorporationからZホールディングス株式会社に異動したため、NAVER Corporationが当社の親会社に該当しないこととなりました。そのため、舛田淳氏は、社外要件を満たすことになり、これ以降の在任期間は本総会終結の時をもって9ヵ月となります。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要については、各候補者の略歴に記載しております。
4. 当社は、富山浩樹氏、森一生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、独立役員としての届け出を継続いたします。
5. 当社は、富山浩樹氏、森一生氏、舛田淳氏との間に会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合は、継続する予定であります。
6. 小澤隆生氏が取締役に選任され、社外取締役に就任された場合には、当社は小澤隆生氏との間に会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当社は、各候補者が選任された場合には、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新することを予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役奇高杆氏は、本総会において継続会の開催が承認可決されることを条件に、本総会の休会の時（2021年11月29日の審議終了時）をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、以下のとおりであります。

氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
おちあい のり たか 落合 紀貴 新任 社外	—	—	—

新任 …新任監査役候補者 **社外** …社外監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<p>おちあいのりたか 落合紀貴 (1974年6月18日生)</p> <p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">社外</p>	<p>1998年4月 日興証券株式会社 (現:SMBC日興証券株式会社) 入社</p> <p>2000年4月 株式会社アルチェ 執行役員</p> <p>2006年6月 株式会社ライブドアホールディングス 取締役 経営企画管理本部長</p> <p>2009年4月 株式会社ライブドア 常務取締役</p> <p>2012年1月 NHNJapan株式会社(現:LINE株式会社) 執行役員</p> <p>2013年4月 LINE株式会社 執行役員 (現任)</p> <p>2014年5月 LINE Pay株式会社 監査役</p> <p>2016年5月 LINE Fukuoka株式会社 代表取締役社長 transcosmos online communications 株式会社 監査役 (現任)</p> <p>2017年11月 ネクストライブラリ株式会社 取締役</p> <p>2018年6月 LINE Growth Technology株式会社 監査役 (現任) LINE証券設立準備株式会社 (現LINE証券株式会社) 代表取締役社長</p> <p>2019年7月 LINEビジネスサポート株式会社 取締役 (現任)</p> <p>2021年10月 LINE Fukuoka株式会社 取締役会長 (現任) LINE証券株式会社 取締役共同会長 (現任) Z Entertainment株式会社 監査役 (現任)</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>
<p>(当社における地位) 該当事項はありません。</p>		<p>在任期間 (本総会終結時) 一年</p>
<p>(重要な兼職の状況)</p> <p>LINE Growth Technology株式会社 監査役 transcosmos online communications株式会社 監査役 LINEビジネスサポート株式会社 取締役 LINE Fukuoka株式会社 取締役会長 LINE証券株式会社 取締役共同会長 Z Entertainment株式会社 監査役</p>		
<p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>落合紀貴氏は、LINE株式会社の子会社での監査役として豊富な知識・経験等を有していることから、当社の監査に活かしていただけると判断し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 落合紀貴氏が監査役に選任され、社外監査役に就任された場合には、当社は落合紀貴氏との間に会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当社は、候補者が選任された場合には、本議案に係る監査役の任期中に、当該保険契約を更新することを予定しております。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2014年11月27日開催の当社第15期定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

また、上記の取締役の報酬額とは別枠で、2008年11月26日開催の第9期定時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額を年額50,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内）として設定することにつき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度見直しの一環として、ストック・オプションとしての新株予約権に代え、当社の取締役（社外取締役を除く）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額500,000千円以内として設定したいと存じます。

なお、本議案が承認可決されることを条件に上記ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額の定めを廃止し、以後、当該報酬額の定めに基づくストック・オプションとしての新株予約権の割当ては行わないものとします。

譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2021年11月12日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は下記のとおりです。なお、本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

当社は、2020年度から取締役の報酬を決定する報酬委員会を設置しております。

報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、構成員の過半以上は社外取締役で構成され、独立した見地より、取締役報酬制度に関する審議及び提言を行い、その活動を通じて、当社の経営体制、報酬制度の透明性及び公正の構築と継続に資することを目的としております。

取締役および監査役の報酬等の決定方針の決定方法と当該方針の概要については、以下のとおりです。

① 取締役

取締役の報酬構成や基準となる年額報酬の水準は、今後も高い成長性が見込まれる国内デリバリー市場において、国内外の競合他社との競争に勝ち抜き、企業価値の向上を実現するために、以下の視点を備えたものとしします。

1. 事業戦略の実現に必要な適切かつ実質性のあるインセンティブの仕組み
2. 人材市場において競争力のある報酬水準
3. 株主との中長期的な利害共有等、ガバナンスの視点

取締役の報酬等は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」による構成とする。「基本報酬」は、取締役の役位・職責に応じて支給額を決定する。「賞与」は、事業年度毎に個別目標(個別の成果等)を設定しその達成状況に応じて支給額を決定する。「株式報酬」は、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与する為、「譲渡制限付株式」を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定いたします。

取締役の報酬等を与える時期または条件の決定方針は以下の通りです。

「基本報酬」は、月例の固定金銭報酬とします。「賞与」は、半期毎に支給することがあります。「株式報酬」は、対象となる役員の役位に応じて個別に付与額を決定し、達成条件に応じた譲渡制限解除率を決定、その後譲渡制限を解除していきます。

社外取締役の報酬等は、その職務内容を考慮して「基本報酬」のみとしており、「賞与」および「株式報酬」は導入しておりません。

② 監査役

当社の各監査役の報酬等は、監査役の協議により決定しております。また、社外監査役を含む監査役の報酬等は、その職務内容を考慮して「基本報酬」のみとしており、「賞与」および「株式報酬」は導入しておりません。

また、現在の当社の取締役は7名（うち社外取締役3名）であり、第3号議案のご承認が得られた場合、取締役は5名（うち社外取締役4名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数500,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、1年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了するまで継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったこと及び当社取締役会が定める一定の業績目標の達成を条件として、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が保有する本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができる。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点（上記の定めに基づく譲渡制限の解除をしない場合には、当社取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点）において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得することができる。

以 上

株主メモ

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎年11月中
基準日	8月31日
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
同事務取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 郵便物送付先： 〒100-6026 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 電話照会先： お問い合わせ窓口 証券代行業務部 0120-975-960 受付時間 9：00～17：00（平日）
公告方法	電子公告 〈URL〉 https://corporate.demae-can.com/ ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた時は、日本経済新聞に掲載して行います。
証券コード	2484

【株式に関する住所変更等のお手続きについてのご照会】

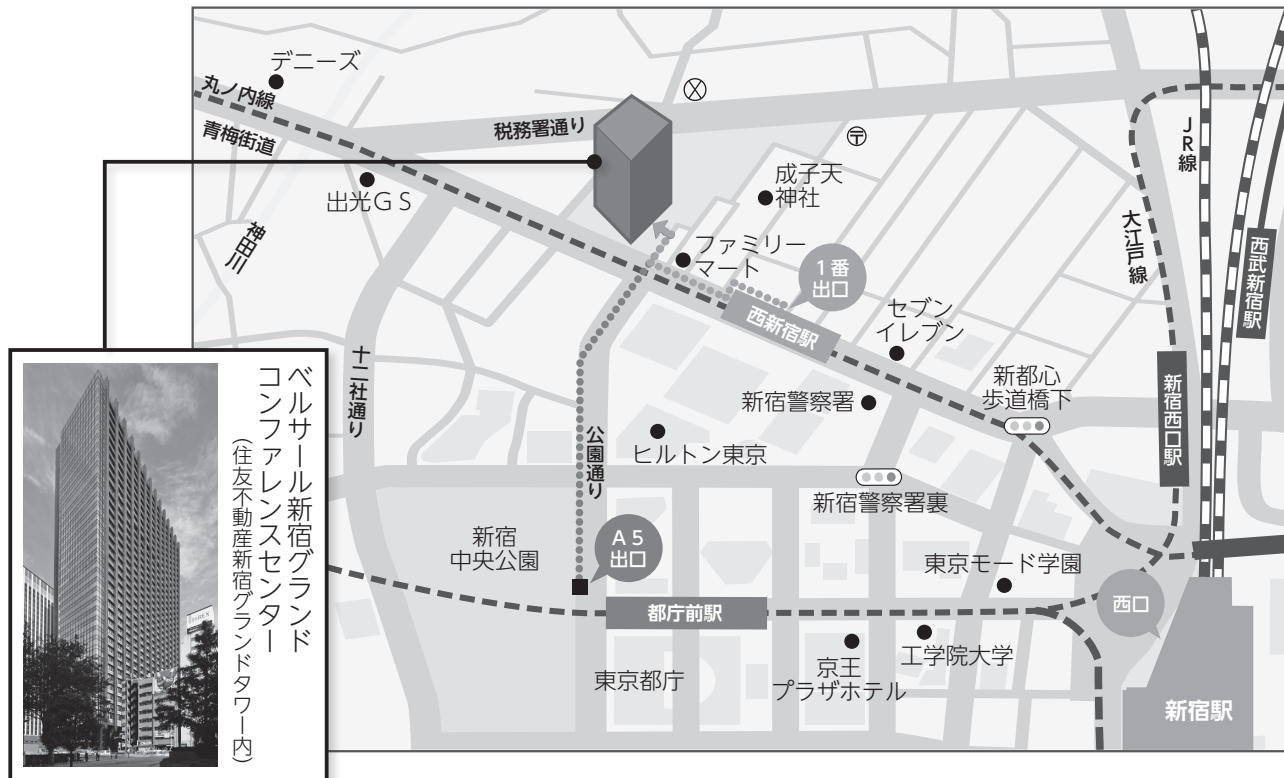
証券会社の口座をご利用の株主様は、株式会社アイ・アール ジャパンではお手続きができませんので、取引証券会社へご照会ください。証券会社をご利用でない株主様は、上記の電話照会先までご連絡ください。

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)をご利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の株式会社アイ・アール ジャパンに口座(特別口座といいます。)を開設しております。特別口座についてのご照会及び住所変更等の届出は、上記の電話照会先をお願いいたします。

株主総会会場ご案内図

最寄り駅から会場までのアクセス



開催場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

住友不動産新宿グランドタワー5階

**ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター**

TEL 03-3362-4792

交通機関のご案内

「西新宿駅」1番出口徒歩4分(丸ノ内線)

「都庁前駅」A5出口徒歩8分(大江戸線)

「新宿駅」西口徒歩14分(JR線・小田急線・京王線)

- 周辺にも「ベルサール」のイベントホールや会議室が複数ございます。お間違えないようお願いください。
- お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。